

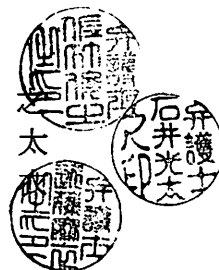
令和4年（行ウ）第22号 損害賠償請求事件（住民訴訟）
原告 江本浩二 外58名
被告 沼津市長 頼重秀一

準備書面（4）

令和6年4月18日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐竹 俊
同 弁護士 石井 光太
同 弁護士 近藤 麻



本書面では整理のために「これまでの論点経過」を行いその上で、「論点の到達点」「被告準備書面2への反論」を述べる。

第1 これまでの主な論点経過

1 原告の請求

原告は、訴状において、被告沼津市が、清水町外原区らと締結した本件覚書（甲2）に、現在の焼却炉が稼働している隣接地（香貫山の1の洞、2の洞、3の洞）に次の焼却炉は建設しないと約束していたにもかかわらず、被告は、本件覚書を反故にした違法な焼却炉の建設を進めつつあることについて、自治体は、地方自治法により違法に事業を進めてはならないところ、本件新中間処理施設建設計画は違法な焼却炉の建設の準備事業であり、そこでその事業を中止すべく、同新中間処理施設建設のための予算支出の差止を求めた。

一方で、被告は、原告による中止の要請にも関わらず、事業を進めたことから原告は訴えの変更申立書を提出し、被告沼津市長に対し、事業に費やした費用を沼津市に賠償することを請求する内容に訴えを変更した。

2 被告答弁書での主な主張と原告の反論（準備書面1）

（1）被告は、答弁書において次の3点を主張している。

ア 本件覚書は、法的拘束力はない

本件覚書は、公害防止協定に引き継がれ、公害防止協定には、本件覚書に記載された隣接地に建設しないことは記載されていない。

イ 本件覚書は、現在の沼津市長を拘束しない。

ウ 仮に本件覚書に法的拘束力はあったとしても、現状の外原区住民は、新中間処理施設の建設反対の立場を変更しているため、本件財務会計上の行為が本件覚書に反するとは言えない。

(2) 原告は、これに対して、原告準備書面1において

ア 本件覚書は、当事者間で一定の合意した旨の記載のある書面に当たり、双方に将来の義務を課すとともに権利を設定している双務契約であり法的拘束力を有する。また本件覚書と公害防止協定は、同じ目的の書面ではなく別内容の合意を目的とした合意書面であり、その後作られる公害防止協定の有無にかかわらず、本件覚書は、法的拘束力をもつ。

イ 外原区住民が、焼却場に隣接して居住しなければならない事実は、市長が変わろうとも、時代が変わろうとも変わりようがない。行政上の公契約であろうとPFI契約であろうと、公共施設の立地の制限契約であろうと、合意内容によって現在においても効力を有する限り、過去の合意だからと約束を簡単に反故にしようとするのは、許されないものであり、そのような行政機関の悪しき態度に歯止めをかけるために本件覚書がある。

ウ 被告による外原区住民が、新中間処理施設反対の立場を変更したというのは、事実誤認である。

(3) このように、原告は、被告の主張に対して以上(2)ア～ウを反論として示したうえで、(2)ウについては、

① 環境省が平成26年(2014年)3月末、沼津市が申請した内示(循環型社会形成推進交付金)を保留(実質取りやめた事)、つまり交付金の支給を約束する内示を取り止めた。

② 当時外原区の住民は、新中間処理施設建設への反対をやめたのではなく、当時の鈴木隆雄区長を中心に本件覚書の遵守を求め、環境省に働きかけを行うなどの反対活動を行っていたこと。

③ 沼津市と清水町は、本件覚書遵守を理由に新中間処理施設反対を訴えていた鈴木区長を外原区の区長から引きずり降ろしたうえで、新たな区長に新中間施設建設については「静観」という発言を出させて、これを外原区は新中間施設建設に反対していないという根拠にして、新中間処理施設建設を再開した。

以上①～③の結論として被告が答弁書で言う「外原区住民は新中間処理施設建設に反対していない」というのはまったくの虚偽であると指摘した。

3 浮かび上がって来た被告の2つの不法行為

(1) 上述のとおり、原告準備書面1では、被告が言う外原区の住民は、新中間処理施設建設に反対しなくなったのではなく、反対活動を封じ込めんとする以下の2つの事実(AとB)として示した被告の対応があったことを

指摘した。且つ原告準備書面2では、鈴木区長降ろしについての経過の詳細を述べた。

A：覚書を遵守せよと主張する鈴木隆雄元外原区長を、区長から引きずり降ろすという沼津市と清水町による画策が両自治体管理責任者（被告副市長と清水町副町長）を含んで行われていた事、その点が清水町が記録した会議録（甲32-1、甲32-2）で確認されたこと。

B：鈴木区長を区長から降ろした後の外原区役員らへの延べ3年にわたる働きかけによって、外原区役員らを懐柔し、新中間処理施設建設に静観すると発言させるに至ったこと。

(2) 被告は、法令に基づく公明・公正な運営を旨とする自治体において、本件覚書を反故にする新中間処理施設の建設をゴリ押しするだけでなく、本件覚書を締結した外原区（自治会）の自主自立機関である役員体制にまで、不法に介入し、自治体の役員の交代を図り、反対派であった鈴木区長を役員から引きずり降ろしたのである。つまり、被告のいう「外原区の住民は、新中間処理施設建設に反対しなくなった」と言うのは、被告の不法行為によってもたらされたものであることを、原告は、原告準備書面1で指摘した。

(3) この2つの事実については、被告は、時系列的に言うとも被告準備書面1は、原告準備書面1を受領していたにもかかわらず、これらの点については触れず被告答弁書の見解を補充的に繰り返した。

しかし原告が原告準備書面2で鈴木区長降ろしの詳細を述べたところ、被告は、被告準備書面2で、この2つの事実について、不法には当たらないなどの反論を述べるに至った。

4 明らかになった論点と原告の見解

(1) 原告は、被告準備書面2の提出を待たず、被告準備書面1の主張の要点（以下①～③）について、原告準備書面3で論述した。

①本件覚書が締結されるに至る沼津市の廃棄物処理場は、香貫山の東側すそ野である場所に偏在し、現焼却炉（3の洞）の前の焼却炉だけでなく、し尿処理施設（1の洞）旧焼却炉（2の洞）も、本件覚書がいう隣接地（1の洞、2の洞、3の洞）にあったこと。従って隣接自治会である外原区らの住民は、次（現焼却場の次に建設される焼却場）に焼却炉を建設するのは、何よりも外原区に隣接しない他所に移すように求め、それが本件覚書の約束となったこと。

②本件覚書は、本件覚書の後に締結された2つの公害防止協定とは別物であること。本件覚書は、今回の焼却炉受入れと引き換えに、次の焼却炉の建設の設置場所の制約、すなわち本件建設用地及び隣接地に建設し

ないことを取り決めたものであり、後に締結された公害防止協定は、それに対して、建設を認めた焼却炉の稼働による環境影響の軽減を図る意味で運営上の協定でしかないことを、廃棄物法の体系から説明した。従って公害防止協定は、3の洞にある現在稼働中の焼却炉に関する公害防止協定でしかないこと。

③「約50年前に結んだ覚書が、未来永劫首長、議会、住民を縛るのは不合理」と言う被告の主張は、合意は、類型や対象の期間、目的から判断され、耐用年数30年と言われ、30年を超えて稼働する焼却炉が存在し、当然公害防止協定も無効にならない中で、本件覚書のみ不合理と言う主張は根拠が無い。

(2) このように被告は、答弁書での見解の中で、「覚書は法的拘束力はない」「現在の沼津市長を拘束しない」「法的拘束力があっても今は外原区住民は反対していない」を中心に、被告準備書面1でも論建てしてきたが、原告は、原告準備書面1、2、3によって、いずれも具体的事実をあげて反論してきた。

被告による「覚書に法的拘束力はない」と言う主張が被告にとっても真実であるならば、なぜ本件覚書の遵守を主張していた当時の外原区の鈴木区長を排除することを清水町との間で相談したのか（甲30、甲31、甲32、甲33）。もし被告が、現在進めようとしている新中間処理計画に基づく焼却炉建設にあっても、本件覚書に法的効力がないと考え、それが正当と考えるならば、そのように外原区に話し合いを正面から申し入れればよかっただけであり、なぜ鈴木区長降ろしの画策を図ったのか理由が説明できない。

(3) このように本件覚書は、法的効力はないという被告の主張は

ア 被告が現にとった鈴木区長降ろしの対応によって、被告自身が本件覚書は法的効力があると考えていたこと

イ また環境省が内示を保留し（＝実質内示却下）その理由として本件覚書の存在を上げたこと（甲22）。つまり、本件覚書は法的効力があるからこそ、環境省は補助金交付の約束（＝内示）をしなかった事実

ウ また自治体が自ら結んだ覚書＝契約を法的効力はないと言わなければ、監視機関である議会にも説明がつかなかった事実

からすれば、事実を反するものであり、理由がない。

被告の平成27年版の新中間処理施設建設計画は本体工事の予算案まで議会承認を取りながら、本件覚書の存在ゆえに環境省の補助金の内示が下りなかった（甲22）。その事実が分れば、被告沼津市の市長はその責任を問われることになる。被告は、そのことを避けるために、環境省の補助金は「保

留」の上、遅れて実施されたという嘘を言い、責任逃れを行ったと言える。

以上から被告の答弁書は、全くの根拠を持たない主張であることは明らかである。

第2 論点・争点の到達点

1 平成27年版計画—新中間処理施設計画のとん挫

(1) 被告は、本件覚書を反故にした新中間処理施設計画に基づく焼却炉建設を二度にわたって進めようとした。

一度目は、平成27年(2015年)版計画である(甲4)。この時は、2の洞に建設予定としていた。

もう一度は、現在進めつつある令和4年(2022年)版計画である(甲5)。この時は、計画の当初は、令和2年に2の洞に建設計画をし、途中から建設予定地に1の洞も含め令和4年版としている。両方とも新中間処理施設計画という名称を使っている。

そして平成27年(2015年)版の計画は、同年3月の被告の年度予算に同計画による新中間処理施設建設事業費を組み込み、予算を通し、その後環境省に補助金の交付申請を行ったが、環境省による補助金の内示決定に失敗し計画を断念した(甲22)。ちなみに環境省の補助金である循環型社会形成推進交付金は、焼却炉の建設にあたって、かかった炉体費用の1/3から1/2の補助金が交付されることになっていて、同補助金の内示が下りないと予算計画が崩れるため、実質新中間処理施設建設は中止せざるを得ない。

被告は、これは内示が却下されたのではなく、単なる保留であって、その証拠に平成26年4月1日に内示されていると本訴訟でも主張しているが、内示されたというのは、全くの嘘である。もし環境省が保留の後内示したのであれば、なぜ焼却炉建設が進まなかったのか。沼津市は、この時の焼却炉建設計画が中止になったことを議会にも報告し、議会では予算まで通しながらなぜ中止したかの質疑が交わされていたのである。

(2) 平成27年(2015年)版の計画が、中止になった時点で、被告は、2つの選択肢を持っていた。

その一つは、言うまでもなく、本件覚書の内容に沿って、沼津市の次期の焼却炉建設計画を考え直す選択である。本件覚書で禁止されている隣接地(1の洞、2の洞、3の洞)以外の場所に設置場所を移すように考えるか、それとも豊橋市がメタン発電を取組むように、焼却に頼らない方式を考える方法である。

多くの自治体の場合、今回のような覚書があれば、平成27年(2015

年)版の計画を進める前に、次の立地場所の決定に向けて取り組んでいる。

もう一つは、あくまで本件覚書を見做し、反故にする対応であり、本件覚書で禁止されている隣接地に焼却炉を建設する選択である。この場合は、環境省の補助金を受けるためには、本件覚書を見做したことにする不法な対応を取るようになる。本件覚書の遵守を求める当時の外原区区長や役員を無理矢理交代させ、被告が進める計画に賛成させるか、賛成しなくても反対しない対応を取らせる方法となる。

憲法や自治法の下、法令遵守の下自治体運営を行わなければならない自治体にとって、この後者の選択は、まさに悪魔の選択と言える。

ところが、被告はその後者の選択を進めたのである。

2 自治体にとって決して許されない選択

- (1) 平成26年当時の沼津市と清水町の会議録(甲30、甲31、甲32、甲33)を見ると、被告と清水町は前年末から26年1月、2月にかけて、当時の外原区区長であった鈴木区長が、来期(平成26年度)以降も外原区の区長として継続的に改選されるかどうかについて情報交換し、その中で、被告は清水町に対し、「(新中間処理施設建設反対派に対する)対抗組織を作り」、「正攻法でない方法を用いて」などと指示して、鈴木区長を区長から降ろす画策を行っていた。わざわざこのような会合を行い、被告が清水町と外原区の自治会の動きについて情報交換をしたり、果ては「正攻法でない手段を用いて」などと凡そ自治体とは思えない指示を記録に残る形で行ったのは、被告も環境省から補助金の内示を受けるためには、本件覚書と、本件覚書の遵守を求める鈴木外原区長の存在がネックになることを意識していたからに外ならない。

そして、被告が懸念していたように、この平成27年版の新中間処理施設建設の計画については、この年の3月末(甲22)、環境省から補助金の内示を受けられず、計画がとん挫してしまった。

ところが、その時点で沼津市は、隣接地から焼却炉建設の場所を移して本件覚書を守ることは、全く考えなかった。

- (2) 廃棄物処理法では、第6条の1項で、基礎自治体は、自ら一般廃棄物処理計画を作り、その作った計画に基づき焼却炉の建設や廃棄物の処理を実施することが謳われている。基礎自治体がつくるごみのカレンダーがあるが、この法律によって基本的には、各自治体ごとに違うカレンダーとなっている。

そうした中で自治体が迷惑施設である焼却炉の建設をどのように進めるかは、自治体にとって最重要の課題である。この焼却炉の建設については、よく総論賛成、各論反対と言う話が行われる。様々な検討を行った上で、

焼却炉の建設に賛成となった場合も、どこに建てるかで問題となる。迷惑施設である焼却炉は、誰もが自身近、自分の家の庭には建てたくない。

従って、本件のように、焼却炉を建設する時には、次は隣接地に建てない、別の場所にと言う確認を、自治体は、自治会など住民団体と約束することが多い。反対してきた住民が、焼却炉の建設を受諾せざるを得ない場合でも、せめて子や孫には、迷惑施設による環境影響を避け、きれいな空を残したいと考えるからである。

自治体と住民組織との約束は、今回のように覚書や協定書、裁判になっている時には和解調書など場合によっては、自治会員や議員の前で口約束したという事例もある。自治会役員は、多くの場合、ローテーションで持ち回りとなるため、何十年間にわたりそうした約束文書等を保管することも大変であり、関連資料が現在も保管されている本例は珍しい。

- (3) 本件の場合も今後隣接地には建設しないという本件覚書は、こうした目的をもって約束されたが、被告は、この約束を守る気すらなかったのである。上述のとおり、本件覚書が関係書類とともに自治会にも保管されているという、客観的な合意の事実が争い得ない状況であっても、本件覚書を無視する被告の姿勢は変わらなかった。

被告は、平成20年には、沼津市内の候補地調査を行っているようであるが、これもおぼろげな、書面上だけの、しかも審査の名に値しない審査であり、現中間処理場と同じ場所への建設を前提とした候補地選定であった。

平成26年(2014年)の基本構想でも平成27年の基本計画でも新中間処理施設建設用地は現施設の用地跡を大前提にしていた。そして、被告が新たに申請した令和2年(2020年)版計画の後、現在進めようとしているのが、令和4年版新中間処理施設計画に基づく新焼却炉建設である。この令和2年及び4年版のいずれも本件覚書の約束を破る計画であった。

- (4) 結局、被告は、昭和49年に締結した本件覚書の存在自体については否定できない以上、答弁書にあるように「覚書には法的効力はない」「現在の市長は、40年前の約束には縛られない」と言う荒唐無稽な主張を行う一方で、実際には環境省の補助金交付留保等本件覚書の有効性があると訴訟外では認めざるを得ないという事実が存在するため、「(本件覚書の当事者である外原区の)住民は反対の立場を変えた」という新たな主張を作り出し、その主張の裏付けを作出するため自治体に有るまじき外部の一自治会への介入(外原区の鈴木区長降ろし及び新たな外原区役員からの「静観」発言の引き出し)を行った。

被告は、答弁書の最後に、もし本件覚書に法的効力があっても、外原区の住民が新焼却炉の建設反対の立場を変更したので、本件覚書に反しても財務会計上の違反とはならないと主張している。被告はまるで、被告が新中間処理施設計画を進めるにあたり行った説明会や話し合いによって、外原区住民の意見が変わったかのように主張しているが、実は本件覚書＝契約締結した相手方の公的な自治組織である自治会の自治に違法に介入し、代表を引きずり降ろし、新たな役員には、新中間処理施設建設に反対しないことを誘導する働きかけを行ってきたのである。つまり、被告は本件覚書を守らず、守らなくてよい不法な算段によって本件覚書を無きものとする方策に走ったのである。

被告（や被告と協調して外原区への不当な介入を行った清水町）の行った行為は、到底許されないことである。本件訴訟において、本件覚書の当事者である外原区の意味が変わったという被告の主張に対して、その外原区の鈴木区長降ろしと外原区役員への働きかけがどのような実態だったのかは最大の論点・争点である。

第3 被告第2準備書面（令和5年12月27日）への反論

1 同第1第1項に対する反論

「環境省は覚書の存在と予定地周辺の住民が反対していることを理由に交付金を留保したものではない」、「交付金は、一旦留保されたが、平成26年4月1日付で内示され、その後交付されている（乙第6号証）」という点は事実に反する。

既に提出している平成26年4月3日の被告と環境省との会議報告書（甲22）では、建設反対派の外原区鈴木区長らから話を聞き、環境省として状況がつかめない中、「交付金の内示は保留せざるを得ない」と記載されている。さらにその中で、環境省が話したこととして、「覚書が有効で、裁判に負けると交付金の意味がない」と保留を選択した理由について述べられたうえで、「環境省は覚書の内容が（沼津市の見解を聞いても）はっきりしないとやっている。」「現況も弁護士（沼津市の代理人）の見解だけで、確実ではないことから、覚書の見解を話しても仕方が無いのではないか。」「また予定地周辺の住民が反対しているという典型的なパターンであり、市や町が賛成しているからというのは説得力がない」という環境省の見解が示されている。

つまり、環境省が補助金交付手続を進めるうえで、予定地周辺住民が反対している以上は、沼津市や清水町が賛成しているというのは、支給する上での判断基準とならず、補助金は留保せざるを得ないと語っている。

被告の主張は、上記環境省の交付金交付留保の理由説明と明らかに反する。

被告のいう「平成26年4月1日付で内示され、その後交付されている」という交付金は新焼却炉の本体工事への補助金ではなく、予備的工事のア。沼津市新中間処理施設整備基本計画策定支援及びイ。生活環境影響調査の業務委託事業の内示額11,125千円である（乙6の2）。

事実この年、沼津市で予算化された新焼却炉計画は、内示が下りず計画はとん挫している。

2 同第2項に対する反論

(1) 被告は、鈴木隆雄氏を外原区の区長から引きずり降ろした計画について、「沼津市は、鈴木区長を外原区の役員から引きずり降ろすことを画策した訳ではない」、「沼津市において、清水町に圧力をかけたり、清水町が外原区の役員人事に介入した事実はない」などと主張する。

また、甲第30号証～33号証の清水町と被告との間の会議録に記載されている内容について、「清水町に対して別の方法を検討するなどにより早期の合意形成を図るように求めたもの」などと主張し、外原区の区長交代には被告や清水町は関与していないと弁解する。

しかしながら、甲第31号証の会議録において、被告は、清水町長に対して「外原区長（注・鈴木区長）が続投となると市議会からの市当局は無論だが、町当局への風当たりは、厳しくなると思われる。」と話をしており、これはまさに清水町への圧力である。なお、甲30号証の文書を被告が作成したことは認める。甲31～33号証は清水町が作成した文書である。

鈴木氏が平成26年度も区長になることは被告と清水町の会議録からもわかるように平成25年度中から確実であったし、自治会規約どおりの区長選出方法であれば、鈴木氏が平成26年度も区長になっていたはずであった。だからこそ、被告と清水町がこの規定事実を変更させるためにわざわざ何度も会議を開いていたのである。単なる情報交換ではないことは会議録の内容からも明らかである。

そもそも本件覚書を反故にして、被告自身が二度と同じところには建設しないと決めた場所に新焼却炉を造る計画を立てた段階で、本件覚書の相手である外原区（自治会）とは、利益相反の関係にある。被告は本件覚書とそれを遵守するよう求める当事者の存在により、新中間処理施設計画を一度頓挫させられたことから、利益相反関係にある相手方が自治会であることをよいことに代表者を変更させることによって、本件覚書を無効化しようとしたものである。利益相反関係にある相手方である自治会の役員を

変える相談をすること自体が、社会的に許されない。

- (2) 同項(2)において、被告は、外原区の区長交代に関して「正攻法でない手段」という言葉を被告が清水町に対して用いたことが明らかになっている文書(甲32)について、一部の原告が、同文書を被告に情報公開請求を行って開示を求めたが、同文書のみ開示をしなかったことについて、「沼津市における情報公開は、沼津市情報公開条例に則り、実施しており、当該文書は物理的に不存在であることから開示していないものであり、事実を隠蔽しているものではない」などと主張している。

しかしながら、自治体同士の打ち合わせについて、それも沼津市と清水町の管理者たちが、それぞれ複数名参加した勤務時間内に行われた会議について、その記録を全て相手方自治体に任せてメモすら誰も取らないことなど考えられない。また情報公開法の理解では、会議に参加した職員のメモも公文書として取り扱われる。

このような点を考えた時、被告自身が作成した文書が無いというのは、まずありえない事実である。また今回の場合、清水町が3回の会合のいずれをも記録していたのであるから、被告は、それを取り寄せて開示すれば良かっただけである。ところが3回の会議の内、沼津市の副市長と清水町の副町長が参加した「正攻法でない」方法を打ち合わせした会議録だけが、本訴訟で証拠として提出するまで沼津市が無いものはないと不存在を言い続けていた。これは同会議録の内容が明らかに被告に都合の悪いものであり、事実を隠蔽したかったからとしか考えられない。

また、甲第32号証の会議録については、「沼津市側で作成した議事録が無く、沼津市において事実と確認できない」などと自らの不手際ないし隠蔽を棚にあげた呆れた主張をしているが、同会議は沼津市副市長と清水町副町長他管理職の職員が参加した会議であり、参加した職員が、記録された記述内容を点検するだけで、事実確認できるにも関わらず、認否を回避しようとしている態度こそ、「正攻法でない手段」という文言に対する被告の不都合から争点を逸らそうとしていることがわかる

そもそも被告はこれまで会議が開かれたこと自体を認めていなかった(甲41)のである。原告らが清水町より会議録を取り寄せ本件訴訟において証拠として提出し、やっと認めた。

3 同第2に対する反論

(1) 外原区に対する役員人事介入について

ア 被告は、「原告らが不当介入の証拠として提出した甲第32号証の1では、「『正攻法』でない手法としか記載がなく、このことから直ちに違法に介入したと結論付ける事は・・・できない」、「沼津市が清水町

に確認したところ、清水町からは清水町が外原区役員人事に介入したことはないと言う回答を得ている。」と主張する。

しかしながら、既に述べた通り、被告及び沼津市にゴミ処理を委託している清水町にとっては、新中間処理施設建設に対して本件覚書の遵守を求める鈴木区長をはじめとする当時の外原区は大きな支障になっていたことはいくら被告が否定しようとも明らかである。さらに、会議録の内容から、平成26年度の外原区の区長は鈴木区長が続投になる見込みであったことを被告及び清水町も認識していたことも事実である。

イ これを前提に被告と清水町の会議録を詳細に見てみると、まず甲第30号証（平成25年11月25日）には、そのアクアプラザの件のくだりの前に、沼津市の発言として「外原区の区長や役員は強く反対していて説得は難しいであろう」とある。

続く甲第31号証（平成26年1月28日）では、清水町から「外原区の役員会が今月中旬開催され、現区長（鈴木区長）が、懸念事項もあることから来年度も区長を引き続き行うことを表明し、役員会は異議がなくこのまま4月に開催される区総会で承認されることになると思われる」と報告し、同報告に対し、被告は「外原区長が、来年度も続投となると、市議会からの市当局は無論だが、町当局への風当たりが厳しくなると思われる。」と、新中間処理施設建設推進に対して沼津市及び清水町双方に支障が生じると回答している。それに加え、被告は、「外原区への対応を現在、また今後どのような対応を考えているのか」と外原区（自治会）への対策・対応を考えろと畳みかけている。

甲第30号証の中では、アクアプラザを引き合いに出しながら外原区区長を反対から翻意させることの難しさを言い、別の手立てを通して自治会の意思を変えられないのかという話になっていたのが、ここでは外原区区長の続投が確実視されたことを受けて、そうした事態は許されないことだと言う双方が一致した認識の下で話し合っている。つまり自治体が、本来介入できないはずの外部の自治会の人事についてあれこれと話を進めているのがわかる。

ウ 既に述べたとおり、本件覚書を無視して新中間処理施設建設を進めようとする被告と外原区自治会とは、本件覚書の当事者としては、当時利益相反する関係にあった。その相手方の自治会の役員人事の変更を目的とした話し合いを行い、対策を練ること自体違法・不法な行為であると言える。

もちろんこうした法に違反する計画を、管理職が入っているとはいえ、職員だけで進めることは大きな懸念が生じる。

そこで、双方の自治体の管理者である副市長と副町長が入って、直接沼津市の管理者から、清水町の管理者に対して、同様の申し入れを行った会議が、甲第32の1号証（平成26年2月4日）に記録された会合であると考えられる。

この時の会合は、わずか35分でありながら、沼津市からは、「外原区長が続投であるようなので、対抗組織（条件派）など、正攻法でない手法も考えて欲しい（外原区には、市職員柴田地域自治課長、長橋道路建設課長）他4～5人程度。」という最大の要点が述べられている。沼津市として発言したのは、おそらく被告の副市長のことであろう。

エ 被告は、上記の「正攻法でない手法」という表現からだけでは、「直ちに違法に介入したと言えない」と主張している。

しかしながら、上記で示したように被告及び清水町は、甲第30号証、甲第31号証、そして甲第32号証に示された会議の中で、「外原区の区長や役員は、強く反対していて説得は難しいであろう」（甲30）と、鈴木隆雄外原区区長以下現体制の外原区の説得には、早々に見切りをつけ、アクアプラザ方式で「清水町に対して、別の方法を検討する等により、早期合意形成を図るように求めた」（甲30）。しかし、アクアプラザ方式では結果を出せず、既に外原区の次年度の役員体制がほぼ決まる段階の平成26年1月末まできてしまい、「現区長（鈴木隆雄区長）が、・・・来年度も区長を引き続き行うことを表明し、役員会は異議がなく・・・4月に開催される区総会で承認される」（甲31）と言う状況になったことを受け、被告は、清水町に対し、「外原区長が、来年度も続投となると、市議会からの市当局は無論だが、町当局への風当たりが厳しくなると思われる。」（甲31号証）と、被告にとって、困ることになるという見解を示した。そして、「外原区への対応を現在、また今後どのような対応を考えているのか」（甲31号証）と強引に清水町に何とかせよと畳みかけた。

このような流れの中で、被告の副市長が直々に清水町の副町長の元まで出向いて開かれた会議の中で出たのが、上述の「外原区区長が続投のようなので、対抗組織（条件派）など、正攻法でない手法も考えて欲しい（外原区には、市職員〔柴田地域自治課長、長橋道路建設課長〕他4～5人程度）」発言である。

オ 以上の経緯からすれば、まさにこの会議では、「外原区区長の続投を阻止するために、自治会の中に対抗組織（条件派）を造るなど、正攻法でない手法も考えて欲しい」と言う相談がなされているのであって、被告の主張するような「アクアプラザの件」のような人望のある人に説得

をしてもらうなどという話でないことは明らかである。そもそもアクアプラザの件のような話であれば、規則に則った適正な自治会の役員選出を規則を無視して変えさせようなどという違法な話ではないのだから「正攻法でない手法」などという言葉が出る余地もない。

そして確実であった鈴木区長の次年度続投の実現が、被告と清水町との打ち合わせで計画された「正攻法でない手法」、すなわち手続き上決まっていた鈴木区長の再選が、当時外原区の役員の推薦委員会委員長であった渡辺光氏により、阻止され、同氏の役員総会での外原区選出規定を無視した発言により、役員選出が妨げられ先延ばしにされ続けた結果、いつまでも役員が決まらないことを不安視した当時の組長らの不安感を利用して鈴木区長は区長から引きずり降ろされたのである。鈴木区長はまさに「正攻法でない」手法で降ろされたのである。

カ なお、被告は渡辺氏について、「甲第32号証の1の打ち合わせ以前から、外原区においては、当時の鈴木区長・役員が区民に判断を仰がず、沼津市・清水町との意見交換会での対応を行ってきたとして、元区相談役の渡辺氏が、鈴木区長・役員の姿勢に苦言を述べている状況であり」と、渡辺氏がどういった人物であるか詳細に述べているが、清水町の会議録の内容を不知と認否したり、外原区の役員人事など部外者である被告にはよくわからないという態度をとりながら、外原区の一個人である渡辺氏についてよく熟知しているような主張をすること自体不合理であり、被告が外原区の人事について強い関心を持っていたことを自ら認めているものである。

また、甲第32号証の2は、外原区住民である訴外落合俊二氏が、同証拠文書の情報開示請求を清水町に対して2度行い、その際開示された情報であるが、市の職員によって、市職員の柴田、長橋名が黒塗りにされ消され、代わりに「W氏と打ち合わせ」が手書きされていた。原告はこのW氏は渡辺光氏であると既に主張したが、上述の被告の渡辺氏の立場や外原区の状況を熟知した主張から、このW氏は渡辺氏であることは疑いようがない。

(2) 外原区役員会の「静観」という発言について

ア 原告準備書面3で述べたとおり、本件覚書を交わすまで、被告は、沼津市の大部分からは見えない香貫山の東側すそ野にごみ焼却場だけでなく、し尿処理場も建設し、沼津市の廃棄物（ごみとし尿）の捨て場として利用し、沼津市のごみ処理施設稼働に伴う様々な害悪を隣接自治体の住民である外原区の住民に強いてきた経過があった。本件覚

書には、焼却場の建設に反対した外原区住民の、「我々は、我慢するが子や孫の代には、焼却場は作らせない」という願いがあった。

鈴木外原区長の行動は、同じ願いを持つ外原区500世帯大多数の願いであった。だからこそ、鈴木区長を無理矢理外原区の区長から引きずり降ろして、被告や清水町の意向を汲んで行動できる役員に挿げ替えたところで、安易に外原区は新中間処理施設建設に賛成ですと言わせることはできなかった。被告は、鈴木区長降ろしには成功したものの外原区の役員を交代させたからと言って、外原区民の願いまで変えることができなかったのである。

イ そこで被告及び被告の意向を受けて清水町が計画したのは、挿げ替えた外原区の役員が「賛成」とは言わせることができなくても、新中間処理施設計画に反対するのではない、「静観する」と言わせる懐柔策であった。被告から指示を受けた清水町はそのために足かけ3年の日時を費やし、外原区役員との打ち合わせを持っていったのである。

その結果、「令和2年になって、清水町より「清水町外原区から『静観』の見解が示されたことから、新中間処理計画の早期実現を希望する」旨の要望書が出された」（被告準備書面2）とし、それを合図に被告は、再び本件覚書を無視した新中間処理計画に基づく焼却炉建設に入るのである。

ウ これに対して被告は、「その見解に至るまで、清水町外原区の役員選考は、滞りなく行われていたのであって、平成26年度の役員人事に混乱があっても、その後出された外原区の静観の意思表示とは、直接関係があるとは言い難い」と主張する。

しかしながら、外原区住民である訴外落合俊二が、清水町に対して、「静観」発言の根拠となる文書や清水町と外原区役員との話し合いの経過がわかる文書の情報公開を請求したところ、清水町は、「公開しないことを前提に実施されている」、「今後の交渉を阻害する」、「新中間処理計画の円滑な事業推進」、「現在、進行中の案件である」という理由で大部分を黒塗りで情報非開示とした。開示したのは甲第26号証でもわかるとおり、「外原区としては、H30.2月の意見書及び回答書のレベルで新中間処理場が建設されることについては、静観する」の部分だけであった。

外原区役員の「静観」発言が、被告や清水町にとって被告が本訴訟で主張するように、外原区は本件覚書の当事者としての意思を変更したといえるような新中間処理施設建設には反対しないという意味の内容であるならば、「静観」発言がどういった経緯で出たのか全くわか

らないレベルに黒塗りする必要など何一つない。また、住民には開示できなくとも被告は清水町から当該文書を黒塗りなしで開示を受けることも、あるいは清水町から内容を聴取することも可能であるにもかかわらず、当該静観発言がどういった経緯で出たのかについて一切詳細を主張しない。このような被告の態度からは、外原区役員の発した「静観」発言が新中間処理施設建設を容認するものではないことは理解していたとしか思えない。被告は、外原区の「静観」発言をもって、本件覚書当事者である外原区の意味が変更されたと主張するのであれば、その経緯について明らかにすべきである。

以 上